

ユニークベニュー利用促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、MICE開催地として選ばれるための重要な要素であるユニークベニューについて、その利用等にかかる経費の一部を助成することにより、市内でのMICE開催の促進を図り、交流人口の増加、地域経済の活性化等に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、次の(1)、(2)のいずれかの要件をすべて満たす、会議もしくは企業ミーティング・インセンティブ旅行の開催時におけるユニークベニューを利用する催事とする。

なお、1件の会議、企業ミーティング・インセンティブ旅行につき、本助成金の利用は同一年度内に一回までとし、助成要件となるユニークベニューに該当する施設等は別途定める。

また、同一の主催者が実施する同一の企業ミーティング・インセンティブ旅行で、同一年度内に複数回に分けて催行するものについては、1件の企業ミーティング・インセンティブ旅行とみなす。

(1) 国内会議、国際会議開催時におけるユニークベニュー利用催事

- ア 会議本体の主たる会場が名古屋市内であること。
- イ 会議及びユニークベニュー利用催事が、経済、産業、学術、文化、国際交流の振興に寄与するものであること。
- ウ 会議及びユニークベニュー利用催事が、営利を目的としないものであること。
- エ 会議及びユニークベニュー利用催事が、政治目的又は宗教目的を有しないものであること。
- オ 国内会議については、会議本体の開催会場における総参加者数が300人以上かつ、ユニークベニュー会場における参加者数が30人以上であること。
- カ 国際会議については、会議本体の開催会場における総参加者数が300人以上で、そのうち海外参加者数が50人以上、参加国数が3カ国以上(日本を含む)かつ、ユニークベニュー会場における参加者数が30人以上であること。
- キ 会議本体の日数が、3日以上であること。
- ク 名古屋市または(公財)名古屋観光コンベンションビューローから補助金等の交付を受けていないこと。ただし、国内会議については、「国内

会議開催助成」、国際会議については、「国際会議開催助成」との併用はそれぞれ可とする。

(2) 企業ミーティング・インセンティブ旅行実施時におけるユニークベニュー利用催事

- ア 企業ミーティング・インセンティブ旅行本体における名古屋市内での宿泊が、延べ50人泊以上であること。
- イ 企業ミーティング・インセンティブ旅行本体及びユニークベニュー利用催事について、海外の企業・団体等が主催し、参加者が主として国外から本市を訪れるものであること。
- ウ 企業ミーティング・インセンティブ旅行本体及びユニークベニュー利用催事について、政治目的又は宗教目的を有しないものであること。
- エ 名古屋市または（公財）名古屋観光コンベンションビューローから補助金等の交付を受けていないこと。

2 第1項(2)の規定にかかわらず、（公財）名古屋観光コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という。）が不適切と判断するものは、助成対象外とする。

（申請者）

第3条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国内会議、国際会議については、その主催者。
- (2) 企業ミーティング・インセンティブ旅行については、その主催者からの依頼に応じて企画手配を行う旅行業者とし、旅行業法に基づく観光庁長官または都道府県知事登録をしていることを要する。

（助成対象経費）

第4条 助成対象経費は、第2条の助成対象催事におけるユニークベニュー利用等にかかる経費のうち次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 会場借上費
- (2) 会場装飾費
- (3) 移動車両借上費
- (4) その他、理事長が適当と認める経費。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、別表1および2に掲げる額を限度とし、かつ前条の助成対象経費の2分の1以内（千円未満端数切捨）とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする申請者は、原則として開催予定日の2ヶ月前までに、交付申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 助成金の適正な運用を期するため、理事長は、前条の申請があったときは、申請案件が第2条に定める要件を満たすものであるかを提出された書類により審査し、予算の範囲内において、交付の決定をするものとする。

(交付決定通知)

第8条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、ユニークベニュー利用促進助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 申請者は、申請書提出後に、開催計画、収支計画、宿泊者数等の申請内容を変更しようとするときは、軽微な変更である場合を除き、内容変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(主催者・参加者への周知)

第10条 申請者が第3条(2)の規定に掲げる者である場合、申請者は、ビューロー事業の広報のため、ユニークベニュー利用催事の実施に本助成金が活用されていることについて、主催者への説明資料や参加者に配布する資料に明記する等の方法により、周知するよう努めるものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、ユニークベニュー利用催事終了後すみやかに、事業実績報告書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(報告内容の一部公開)

第12条 ユニークベニュー利用催事の実施状況について、ビューローが事業の広報のため一部公開する場合には、申請者は可能な範囲で協力するものとする。

(助成金の額の確定)

第13条 理事長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、第7条の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、ユニークベニュー利用促進助成金確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第14条 申請者は、前条の通知を受けたときは、ユニークベニュー利用促進助成金支払請求書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の助成金の交付申請があったときは、確定した助成金を申請者が指定した金融機関の口座(日本国内の口座に限る)へ円建てで振り込むことにより、速やかに交付するものとする。

(交付決定の取消又は助成金の返還)

第15条 理事長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部の取消、もしくは既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は助成金交付決定通知に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、助成金の交付を受けたとき。

(遅延利息)

第16条 申請者は、前条の規定に基づき助成金の返還を命じられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)について、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号)第20条に規定する割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(検査等)

第17条 理事長は、助成金の適正な運用を図るため、必要があるときに申請者に対して報告を求め又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

(関係帳簿等の整備保存)

第18条 申請者は、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、関係帳簿及び証拠書類を整備保存しておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱の定めるもののほか、助成の実施に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表1 (第5条関連、国内会議、国際会議開催時におけるユニークベニュー利用催事の限度額)

総参加者数	限度額
会議本体の開催会場における参加者300人以上かつ ユニークベニュー会場における参加者30人以上	200千円
会議本体の開催会場における参加者600人以上かつ ユニークベニュー会場における参加者60人以上	400千円
会議本体の開催会場における参加者1,000人以上かつ ユニークベニュー会場における参加者100人以上	600千円

別表2 (第5条関連、企業ミーティング・インセンティブ旅行実施時におけるユニークベニュー利用催事の限度額)

総宿泊数	限度額
延べ50人泊以上	100千円
延べ200人泊以上	300千円
延べ500人泊以上	800千円